

税理士が知っておきたい 【認知症】と相続問題

〔Q&A編〕

【第12回】

「死後に婚姻・養子縁組の無効が争われるケース(その2)」

クレド法律事務所
駒澤大学法科大学院非常勤講師
弁護士 栗田 祐太郎

前回紹介した【設問 11】について、立場を変え、今度はA及びAの子供たちの側から考えてみたい。

1 A側(=婚姻・養子縁組の有効を主張する側)の争い方

Aの側では、あくまでも婚姻や養子縁組が有効であること、すなわち、「相談者である原告が主張する無効原因が存在しないこと」を反論し、争っていくことになる。

そのための方法であるが、まず、①「婚姻・養子縁組の届出に署名捺印する際、相談者の父が有効な判断能力を有していたこと」そのものに関し、届出書へ署名捺印した当時、及び、これを役所に提出した当時の具体的事情をできる限り詳細に記憶喚起し、特定する必要がある。

たとえば、

- 役所から届出書の用紙をもらってきたのは誰か
 - 届出書への署名捺印はいつ・どこで行ったのか
 - その場には誰がいたのか
 - 父はその際にどのような身体的状況にあり、またどのような言動(具体的な発言を含む)をしていたのか
 - 役所に届出書を提出したのは誰か 等
- といった事実を特定していく必要がある。

そのうえで、これらの事実を裏付けるような客観的な資料が残っていないか、またはこれから入手可能ではないかを検討する(当時の手帳、日記やメモ、入院先での看護記録等。その他、解説編【第5回】を参照)。

以上に加えて、この種の案件で重要となるのが、②「婚姻や養子縁組に至った具体的な経緯」である。

たとえば、

- 相談者の父とAとが知り合った時期・きっかけ
- 老人ホームにおける普段の交流状況
- 入居者と看護者という関係が婚姻や養子縁組の話へと変わったのは、いつ頃、どちらから、どのようなきっかけがあったのか
- このような気持ちを打ち明けられた相手方の反応・気持ちはどうであったのか
- 婚姻や養子縁組の話について、当事者以外に知っている者はいたか
- なぜ相談者ら親族には全く相談していなかったのか
- どうしてこの日付(このタイミング)での署名捺印及び提出となったのか
- 届出書を提出したのは誰か、提出のタイミング等につき、父は了解していたか等

について、具体的な事実経過・ストーリーを確定させ、当事者間において婚姻・養子縁組へと発展したことが決して突飛なものではなく、一連の経緯に照らせば自然なものであったことを説得的に主張していく必要がある。

このような主張と立証を原告・被告のそれぞれの立場において尽くし、当事者や関係者の証人尋問も経た上で、裁判所が判決という形で事実認定をしていくことになる。

2 訴訟中における和解について

【設問 11】で問題となるような「婚姻無効確認の訴え」や「養子縁組無効確認の訴え」は、本来、遺産分割の前提問題に関してだけ判断することを予定した手続である。しかしながら、前提問題について判決が下された後、改めて家庭裁判所に場所を移し、同じ当事者が遺産分割調停の場で、またイチから遺産分割を協議していくというのも非効率的な話ではある。

そこで、前提問題に関する裁判手続においては、その審理手続の中で、直接的に訴訟の対象となっている「遺産分割の前提問題」だけでなく、遺産分割の全体(＝誰が、どの遺産を実際に取得するのか)を含めて和解協議が試みられる例も少なくない。

もし前提問題に関する訴訟の中で遺産分割全体につき和解がまとまれば、改めて遺産分割調停を行わなくとも、遺産分割全体を決着させることができる。

3 紛争の予防法はあるか？

【設問 11】について、ここまで相談者及びAの立場から、それぞれの争い方について解説してきたが、このような紛争を予防する方法としてはどのようなものが考えられるだろうか。

Aの立場に立った場合に、後日に備えた事前対策としては、まず、①婚姻及び養子縁組の届出書記載時ないし作成時において、相談者の父に有効な判断能力(婚姻能力・養子縁組効力)が存在することについての証拠として、医療記録等の各種資料を入手しておくべきである(解説編【第5回】参照)。これは本連載の中でも繰り返し述べてきたところである。

なお必要に応じて、届出書に署名捺印する際のやり取りの様子を、録音ないし録画しておくことも有効である(勿論、録画された内容によっては、かえってAにとって不利なものとなる可能性もある)。

その他としては、②婚姻及び養子縁組に至る経緯、特に、なぜこのタイミングでAと婚姻をし、子供たちと養子縁組することになったのか、その理由や経緯を相談者の父にも詳細に確認し、父の生前から書面化しておくべきである。

その場の状況と父の体調に問題がなければ、上記の経緯や動機を父に直接手紙として残してもらい、あるいは、カメラの前で自らの想いを語ってもらい、その内容を録音あるいは録画することができれば、大きな証拠価値を有する証拠となる。

このような経緯や動機の内容については、特に近時の裁判例の傾向では重視されるところであり、医療記録からでは普通は読み取ることができない情報であるから、意識的に証拠化しておく必要があるだろう。

他方、相談者の側としては、父が周囲の第三者による不正な企ての被害者となることを予防するというのであれば、父と密接にコミュニケーションを取り、普段、父の周囲にはどのような関係者がおり、どのような付き合い・交際をしているのかを十分に把握しておくことである。

このようにして、父の生活状況を普段からよく注意しておくことで、父の周囲にいて不正なアプローチを掛けてくる者の存在も知ることができ、トラブルに巻き込まれることを防ぐことにもつながる。

(了)